

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について

建築物ねずみ昆虫等防除業

○建築物におけるねずみ、昆虫等 人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業

ねずみや、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物をいい、シロアリ等のような建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しない。

1 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

ア 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡

イ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器

ウ 噴霧器及び散粉機

エ 真空掃除機

オ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器

(2) (1) の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる 専用の保管庫 を有すること。

(3) ねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(4) ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

ア ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。

ウ その内容が、ねずみ、昆虫等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(5) ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、 厚生労働大臣が別に定める基準 に適合していること。

ア 機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。

1) 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。

2) 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

3) 引火事故の起こりにくい構造となっていること。

4) 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。

5) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。

6) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。

イ 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めることとされたいこと。

1) アの1) から4) までに掲げる要件を満たしていること。

2) 自動車は防除作業専門であって、他の用途には用いないこと。

3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。

4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

5) 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者のための講習の受講資格は、次のいずれかに該当するものであること。

1 学校教育法(昭和22年法律第26号) に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号) に基づく中等学校を卒業した後、2 年以上建築物におけるねずみ、昆虫等の防除に関する実務に従事した経験を有する者

2 5 年以上建築物におけるねずみ、昆虫等の防除に関する実務に従事した経験を有する者

3 1 と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、当面は一律に定めることは予定していないものであること。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1 年に1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修の登録基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

1 定期的に行われるものであること。

2 研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

3 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が2 の内容を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあった者

(2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後10 年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

2 申請の手続き

(1) 登録申請書 (様式第 1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

(2) 添付書類

建築物ねずみ昆虫等防除業について登録を受けようとする場合には、(1) の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面 (様式第 2)
- イ 機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の保管状態を明らかにする図面 (様式第 6)
- ウ 防除作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第 29 条第 3 号に規定する者であること (防除作業監督者の資格を有すること) を証する書類 (様式第 3)
- ウ 防除作業従事者の研修の実施状況を記載した書面 (様式第 4)
- エ 防除作業及び防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (様式 5 - 1、5 - 2)
- オ 再登録の場合は、登録証明書の写し

3 手数料

3 5 , 0 0 0 円

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

資格の種類	提出する書類
○防除作業監督者講習会修了者	○防除作業監督者講習会修了証書の写し (再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し)

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去 1 年間の実績及び今後 1 年間の計画について、2 回目以降の登録の場合には、過去 6 年間の実績及び今後 1 年間の計画について記入するものであること。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 2 号) 第 29 条第 5 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 2 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2 月以内ごとに 1 回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 3 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 4 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の使用人及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 6 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 7 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名 (法人にあっては、名称) 委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が 1 から 6 までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 8 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4) の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 作業工程 (事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。)
- 2) 使用する薬剤の種類
- 3) 薬剤の保管方法
- 4) 機械器具等の点検の方法
- 5) 保管庫の管理責任者の氏名
- 6) 作業報告作成の手順